



指定難病の医療費助成制度

医療費助成の対象者

山形県内に住民票がある方で、次の要件を全て満たす方

(1) 指定難病にかかっていると認められる（診断基準）

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する

- ① 指定難病に係る病状が厚生労働大臣の定める程度である（重症度分類）
- ② ①に該当しないが、申請日（保健所で受理した日）の属する月以前の12か月の間に、指定難病に係る医療費総額（10割分）が33,330円を超える月が、3回以上ある（軽症高額該当）

対象となる医療費等

難病指定医療機関で行われる、指定難病とその合併症に必要な医療や介護

医療 入院、外来、薬局、訪問診療、訪問看護

介護 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護療養施設サービス、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護医療院サービス

※入院時の食事療養費、治療用装具など診療報酬で算定できないものは、対象となりません。

※「難病法に基づき指定された指定医療機関」であれば、山形県外の医療機関であっても、受給者証を使用できます。

指定難病の医療費助成を受けるためには

対象となっている難病と診断された場合は、必要な書類を確認した上で、保健所へ申請を行います。申請からその結果が出るまでに、約3か月かかります。

申請の結果、承認されれば「受給者証」と「自己負担上限額管理票」が交付されます。指定医療機関に受給者証等を提示することにより、医療費助成を受けることができます。

有効期間の開始日（医療費助成の開始日）は、「申請日の1か月前の日」または「診断年月日」のいずれか遅い方です。

※申請日：保健所の開庁日に、必要書類が全てそろっていることを確認し、保健所職員が申請を受理すると判断した日。

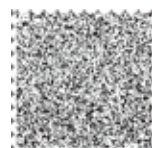
※診断年月日：主治医が、重症度分類を満たしていると診断した日。軽症高額該当で申請する方は、軽症高額該当基準を満たした日の翌日。



対象となる難病や申請に必要な書類は、保健所窓口または山形県ホームページで確認できます。

山形県ホームページ トップページ [【URL : https://www.pref.yamagata.jp/】](https://www.pref.yamagata.jp/)

▶健康・福祉・子育て▶医療▶感染症対策・難病支援▶難病支援▶指定難病の医療費助成制度について



新規申請の手続きについて

★がついている書類は、発行日から3か月以内のものを提出してください。



1 申請する全ての方に必要な書類

提出書類	作成者	備 考
1 特定医療費(指定難病)支給認定申請書	受診者(※1)	申請書の両面に黒ボールペンで記入してください。
2 臨床調査個人票(★)	難病指定医(※2)	診断書のことです。疾病ごとに用紙が異なります。
3 同意書	受診者	高額療養費の区分を保険者に照会する際に必要です。
4 住民票謄本(★)	市町村役場	受診者とその家族全員分が記載されたものです。

※1 受診者とは、難病と診断された方のことです。受診者が申請手続きを出来ない場合は、事前に保健所へお問い合わせください。

※2 難病指定医とは、県から指定を受けた医師のことです。難病指定医だけが、臨床調査個人票(診断書)を作成できます。難病指定医については、県のホームページで公表しています。

2 加入する医療保険の種類によって必要な書類

	入 手 先	国民健康保険 国民健康保険組合 後期高齢者医療制度	社会保険 (健康保険協会、健康保険組合、共済組合など)	
			受診者が 被保険者の場合	受診者が 被扶養者の場合
5 医療保険情報確認書類	受診者等	受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員分	受診者の分	受診者と被保険者の分
6 市町村民税所得課税証明書(★) (前年の所得を証明するもの)(※3)	市町村役場		受診者の分	被保険者の分 (ただし、被保険者が非課税の場合は、受診者の分も必要)
7 マイナンバー関係書類(※4)	受診者等		受診者の分	受診者と被保険者の分

※3 中学生以下は、所得課税証明書は不要です。

市町村民税が全員非課税の場合は、受診者の収入を確認するため、以下の書類が必要となります。

- ・ 障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などを受給
→ 振込み通知書等の写し

※4 受診者：マイナンバーカードの写し又はマイナンバー記載の住民票

	6月30日まで	7月1日以降
市町村民税所得課税証明書	前年度(前々年分)	今年度(前年分)
障害年金等の振込み通知書等の写し	前々年分	前年分

3 該当する方のみ必要な書類

該当する方	提出書類	入 手 先
生活保護を受給している	生活保護受給証明書	各市福祉事務所または県生活保護担当課
軽症高額として申請する	医療費申告書	県ホームページ、保健所窓口
	領収書等の写し	医療機関等窓口
家族が難病や小児慢性特定疾病の受給者証を持っている	難病や小児慢性特定疾病の受給者証の写し	申請中の場合は、その申請書の写しを添付してください。



自己負担について

- ◆ 医療費の窓口負担が3割の方は、窓口負担が2割に軽減されます。(通常の窓口負担が1割や2割の場合は、負担割合は変わりません。)
- ◆ 指定難病に係る医療費の負担額をすべて合算し、受給者証に記載された月ごとの自己負担上限額を限度として負担することになります。

階層区分とその基準		自己負担上限額		
		一 般	高額かつ長期※5	人工呼吸器等装着者※6
生活保護		0 円	0 円	0 円
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 本人年収 80万9千円以下	2,500 円	2,500 円	1,000 円
低所得Ⅱ	市町村民税 非課税 本人年収 80万9千円超	5,000 円	5,000 円	
一般所得Ⅰ	市町村民税 所得割額 課税～7.1万円未満	10,000 円	5,000 円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 所得割額 7.1万円～25.1万円未満	20,000 円	10,000 円	
上位所得	市町村民税 所得割額 25.1万円以上	30,000 円	20,000 円	
入院時の食費		全額自己負担		

・自己負担軽減の特例



自己負担の上限額を軽減する特例があります。(申請書の該当欄にチェックを入れてください。)

名 称	特例の内容
※5 高額かつ長期	医療費助成を受けてから、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が1年間に6回以上あった方を対象に、自己負担上限額が軽減されます。(認定後、別途手続きが必要です。)
※6 人工呼吸器等装着者	人工呼吸器や体外式補助人工心臓を常時装着する必要がある、日常生活動作が著しく制限されている方を対象に、自己負担上限額が月1,000円となります。(認定後、新たに該当することになった場合、別途手続きが必要です。)

認定後の手続きについて

- ◆ 認定後、受給者証と自己負担上限額管理票が交付されます。有効期間は、原則として新規申請した年度の10月31日までとなり、その後は毎年更新の手続きが必要です。
- ◆ 受給者証に記載している事項(氏名、住所、保険証、自己負担上限額等)が変わった場合は、変更の手続きが必要となります。申請先は保健所ですので、管轄の保健所にお問い合わせください。



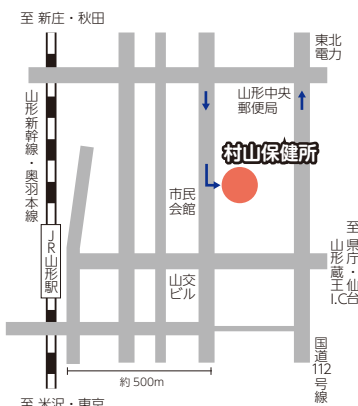
申請・問い合わせ先

申請は、保健所窓口、または郵送で手続きが可能です。申請手続きについて分からないことがありましたら、管轄の保健所へお問い合わせください。

村山保健所 こども家庭支援課

〒990-0031 山形市十日町 1-6-6
☎ 023-627-1203

- ・山形市
- ・西川町
- ・寒河江市
- ・朝日町
- ・上山市
- ・大江町
- ・村山市
- ・大石田町
- ・天童市
- ・東根市
- ・尾花沢市
- ・山辺町
- ・中山町
- ・河北町



最上保健所 保健企画課

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
☎ 0233-29-1362

- ・新庄市
- ・金山町
- ・最上町
- ・舟形町
- ・真室川町
- ・大蔵村
- ・鮭川村
- ・戸沢村



置賜保健所 こども家庭支援課

〒992-0012 米沢市金池 7-1-50
☎ 0238-22-3205

- ・米沢市
- ・長井市
- ・南陽市
- ・高畠町
- ・川西町
- ・小国町
- ・白鷹町
- ・飯豊町



庄内保健所 こども家庭支援課

〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1
☎ 0235-66-5657

- ・鶴岡市
- ・酒田市
- ・三川町
- ・庄内町
- ・遊佐町



〈 難病相談支援センター 〉

山形県難病相談支援センターでは、難病の方の相談窓口として、専門の相談支援員が難病に関する様々な相談に無料で応じています。相談者のプライバシーは厳守されますので、安心してご相談ください。また、仲間づくりや情報交換等を目的に、患者やその家族、関係者などを対象にしたセミナーや交流会を開催しています。お気軽にお問い合わせください。

相談方法

- 電話による相談：023-631-6061 (代表) / 023-664-0179 (小児慢性専用)
- 電子メールによる相談：nanbyou-y@ebony.plala.or.jp
- 面接による相談 (予約制)：月曜日～金曜日 9:00～16:00

主な事業

ピアサポート事業 (疾病ごと)・就労支援事業・ピアサポーター養成・
難病の方の交流会・就労支援セミナー・難病カフェ

アクセス

山形市小白川町 2-3-30 (県小白川庁舎 1 階)

ホームページ：<http://www17.plala.or.jp/nanbyou-yamagata/>

< 発行 > 山形県健康福祉部障がい福祉課 (難病対策担当)

〒990-8570 山形市松波 2-8-1

☎ 023-630-3296、2330

